

11 説明的文章 文章の展開に即して内容を読み取る

組	
番号	
氏名	

1 次の文章を読んで、問いに答えなさい。

昭和五十年代中頃、宮城県内のいくつかの古代遺跡からそれまで見たことのない土器がまとまって出土した。宮城県名取市の清水遺跡、宮城県北部栗原市志波姫の御駒堂遺跡などからの出土土器群である。そして郡山二期官衙からも同様の土器が発見された。飛鳥時代から平安時代にかけて東北南半地域に所在する遺跡から出土する土器の坏・碗類など日用供膳容器はそのほとんどが吸水性を防ぐため土器内面を磨きあげ、焼成段階でいぶし焼きにする「内面黒色処理」という工程を経て仕上げられている。これを通称内黒土師器とよんでいる。これらの内黒土師器に混じって新たに発見された土器は、赤褐色または橙色薄手の土器などと呼ばれ区別されていた。後に、「関東系土器」と呼ばれることになった土器群である。これらの土器のルーツは千葉県や茨城県・神奈川県など関東地方諸県のいくつかに求められた。そして、その後、宮城県中部以北から岩手県南部にかけての比較的限定された地域の遺跡から次々と発見され、三十を越える遺跡数となった。遺跡の種類も城柵官衙遺跡はもとより、その近辺に位置する集落遺跡、終末期古墳や横穴墓など多岐にわたる。特に近年発掘調査が行われた、郡山官衙遺跡の西に隣接する長町駅東・西台畑の両遺跡からは数百軒に及ぶ竪穴式住居跡が発見され、関東系土器がまとまって出土した。

これら関東系土器の出土は、関東地方のかなり広範囲にわたる地域から、宮城県北部を中心とする、これまた限定された地域への人々の移動を示していると考えられた。土器の年代は七世紀後半から八世紀中頃までの約百年と考えられた。

地域も年代も限られたこれら人々の移動を示す資料の存在は何を示唆しているのか。この時期の文献資料の中にこれらの物的証拠に裏付けられるいくつかの記録が残っている。最も大規模な人々の移動は、『続日本紀』の靈龜元年（七一五年）五月の条に「相模・上総・常陸・上野・武蔵・下野の六ヶ国より富民一千戸を陸奥に移民する。」という記載である。一千戸の正確な人数はここでは記載がないが当時の戸籍資料の記載内容から推定して、数万人に及ぶ大量の人員と考えられ、律令政府により、強制的に関東諸国の村々から徴用され、陸奥国に移住させられたのであろう。国家事業としての移民政策がとられて

いたのである。霊亀元年（七一五年）という記載年は、郡山Ⅱ期官衙の存続期間中と考えられる年代にあたり、※国衙が多賀城に移される神亀元年（七二四年）の直前にあたる。この頃、陸奥国と蝦夷の住む地との境界は仙台平野のある宮城県中部以北にあり、これからまさに宮城県北部を領域にとり込んでいくための動きを起こしている時期に相当する。関東諸国からの大量移民入植者の人々は、宮城県北半域の蝦夷たちの先住する地域に、自分たちの※本貫地で使っていた器類をたずさえて入ってきたのである。

※官衙かんが………律令制度における「官庁」こと。国家事務を行う場所。

※東北南半地域………律令制度による新体制下で陸奥国と定められた地域。宮城県が含まれる。

※徴用………戦争時などに政府が国民や占領地住民を強制的に動員して兵役を含まない一般業務につかせること。ここでは移住をさす。

※国衙………律令政府の国司が政務を執る施設が置かれていた場所や土地。

※本貫地………戸籍が編成（貫籍）されている土地。戸籍地。

仙台市富沢遺跡保存館（地底の森ミュージアム）編集「平成二十年度地底の森ミュージアム特別企画展『陸奥国大戦争時代く蝦夷と移民く』より

① 「関東系土器」の特徴を本文中から十字以内で抜き出さない。

② 部2について、地域も年代も限られたこれら人々の移動を示す資料の存在が示唆していることはどんなことですか。簡潔に説明しなさい。

--

③ 宮城県北部を中心とした遺跡から「関東系土器」が出土した理由を本文中の表現を用いて簡潔に説明しなさい。

--